

東京都食品安全情報評価委員会の運営について

1 東京都食品安全情報評価委員会（以下「評価委員会」という。）の役割（東京都食品安全条例第27条第2項に基づき、以下の調査を行う。）

- (1) 食品等の安全性に関する情報の分析及び評価を行う。
- (2) 知事の安全性調査及び調査に係る措置勧告の規定による、食品等の安全性に関する検討を行う（条例第21条第2項及び第22条第2項に規定するものに限る。）。
- (3) 都、都民及び事業者の相互間の情報の共有化、意見の交流の方法の検討を行う。

2 現状と問題点

- (1) 平成15年4月の発足当初から評価委員会は、インターネット、マスコミ、評価委員会委員等を通じて国内外からリスク情報を収集し、評価検討を行ってきた。
一方、同年7月に国の食品安全委員会が設置され、組織的に国内外のリスク情報の収集・評価・公表を実施するようになり、評価委員会委員からも国と都の両委員会が取り扱う情報の重複が指摘されている。
- (2) 評価委員会において、都の食品安全関係機関（保健所、市場衛生検査所、健康安全研究センター等）の事業を通じて得られる都民生活に密着したリスク情報である「現場情報」が検討の素材としてあまり提供されていない状況であった。
- (3) 評価委員会では取り扱う情報が多く、限られた会議の時間の中では個別のリスク情報についての検討が十分に実施できないケースが多くあった。

3 解決に向けた方策

- (1) 評価委員会で取り扱う情報は、地方自治体としての都の特性を活かした、「現場情報」を中心としたものにしていく。併せて、国内外のリスク情報について国等から発信された情報を収集し、必要なものについて情報をよりわかりやすい形で都民に提供するための方法を検討していく。

<都における体制整備>

都において食品関係部署の連携を深めるとともに、事務局に現場情報が豊富にかつ速やかに集約されるよう体制整備を行う。

（なお、早急に行政対応する必要があるものは、情報を収集した時点で迅速に対応を図る。）

- (2) 課題の選定を専門的に行う「企画専門委員会（仮称）」を設置し、まず、収集したリスク情報を健康に及ぼす重要度、都民の食生活への影響、国内外の動向の観点から整理し、評価委員会での十分な検討を要する情報を選定する。

<企画専門委員会（仮称）の設置と役割>

評価委員会で検討する課題（総合的・専門的に検討しなければならない課題）の絞り込み及び評価委員会提出資料の作成を行うほか、速やか都民に提供すべき情報があつた場合の提供方法等の検討を行う。

- (3) 評価委員会（「企画専門委員会（仮称）」を含む。）における検討を踏まえ、都は、都民生活により密着した、生活に役立つ情報を発信していく。

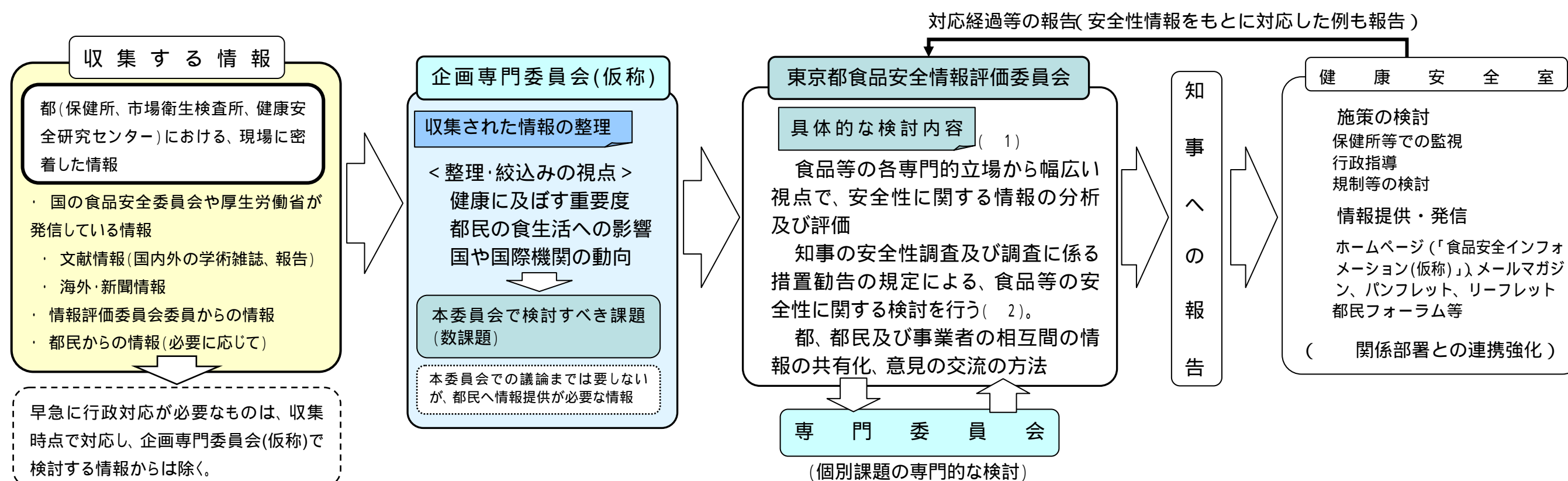
東京都食品安全情報評価委員会における「企画専門委員会（仮称）」の設置について

新たな運営方法のポイント

- 1 都民生活に密着した食品の安全に関する情報の評価のため、都の食品安全関係機関で収集した「現場情報」を重点的に検討する。
- 2 「企画専門委員会(仮称)」の設置により、評価委員会で評価(情報提供の方法等を検討)すべき課題の整理・絞込みを行う。
- 3 これまでの「食品安全情報レポート」は廃止し、都民生活により密着した情報提供に向けた検討を行う。

運営方法変更のねらい

- 1 都の行政機関には生活に密着した情報が集まることから、都民の生活と関係が密接な「現場情報」を中心に検討するとともに、国の安全委員会との適切な役割分担を図る。
- 2 検討課題の絞込みにより、東京都食品安全情報評価委員会でより効果的・効率的に安全性情報の評価を行う。
- 3 評価委員会の検討結果を受け、都民に情報提供すべき情報に絞り、都において「食品安全インフォメーション(仮称)」としてホームページ等を活用して提供していく。



< 情報収集の新たな視点 >

- (1) これまでより、都民生活に密接な情報について、評価(情報提供の方法等を検討)していくため、都の食品安全関係機関における現場情報を中心に収集する。
- (2) 国が発信している情報をよりわかりやすく提供することを目的として、国の機関の情報を収集する。

< 情報の評価の方法及び考え方 >

- (1) 「企画専門委員会(仮称)」は、事務局や評価委員会委員が収集した情報の中から、「本委員会で検討すべき課題」、「本委員会での議論までは要しないが、都民への情報提供が必要な情報」の整理・絞込みを行う。
 - (2) 評価委員会は、「企画専門委員会(仮称)」が整理した課題について、情報の評価、調査の必要性等を検討する。また、国の安全委員会が発信する情報など、科学的には一定の評価を得ている情報について、都民等が内容を正しく理解して生活に役立てるための「情報提供」の方法について検討を行う。
 - (3) その他の専門委員会は、評価委員会での検討を受け、必要に応じて、専門的かつ具体的な検討を行う。
- (注) 各専門委員会、評価委員会での検討経過は議事録、資料等を原則として公開する。

1 東京都食品安全条例第 27 条第 2 項

2 東京都食品安全条例第 21 条第 2 項及び同第 22 条第 2 項の規定に限る。

< 都における対応と委員会への報告 >

- (1) 情報提供については、委員会における検討・評価を踏まえ、都民生活に必要とされるより有益な情報に絞り、従来の「食品安全情報レポート」に代えて、「食品安全インフォメーション(仮称)」として情報提供していく。
- (2) 委員会での検討結果をうけて、都(福祉保健局健康安全室)において、施策への反映及び情報提供について検討し、実施していく。
- (3) 都において実施した対応等については、適宜委員会に報告する。

情報選定専門委員会の設置について

平成17年6月30日決定
東京都食品安全情報評価委員会委員長

(情報選定専門委員会の設置)

第1 食品安全情報評価委員会(以下「情報評価委員会」という。)において食品等の安全性情報を効率的に分析及び評価することを目的として、東京都食品安全情報評価委員会規則(平成16年東京都規則第79号)(以下「規則」という。)第6条に基づき、情報選定専門委員会を設置する。

(構成)

第2 情報選定専門委員会は、委員長、副委員長及び委員長の指名する委員及び専門委員をもって組織する。

(情報の選定及び報告)

第3 情報選定専門委員会は、食品等の安全性に関する情報のうち、情報評価委員会で調査すべき情報及び東京都が都民へ速やかに提供すべき情報を選定し、その結果を情報評価委員会の委員に周知するとともに、直近の情報評価委員会で報告する。

2 情報選定専門委員会の開催は、概ね四半期に1回程度とする。

3 情報選定専門委員会において情報を選定する際に取り扱った食品等の安全性に関する資料は、情報評価委員会に報告する。

(会議等の公開)

第4 会議及び会議資料の公開は、他の専門委員会の例による。